

平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃委託業務仕様書

委託業務名

- ・平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃業務

契約期間

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

履行場所

- ・平敷屋地区旅客待合所の男性トイレ、女性トイレ並びに障がい者用トイレ

契約金額の支払い

- ・月額払いとする

作業日

- ・清掃は、週2回とし、基本的に土曜日、日曜日に実施すること。
但し、作業従事者の都合により、どうしても土曜日、日曜日に実施できない場合は、代替日を設けて同様の回数で実施することし、事前に旅客待合所の入居者（(有)神谷観光）に連絡しておくこと。
※令和5年度は、計106回の予定（別紙「令和5年度平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃作業予定日表」参照）

作業手順

- ・作業手順は下記のとおりとする。

①床面の清掃

- ・タイル部分などについては希釈した酸性洗剤（サンポール）をまき、デッキブラシ等を使用して清掃を行い、水で洗い流すこと。

②壁面の清掃

- ・汚れなどがある場合は、デッキブラシ等を使用して清掃を行い、水で洗い流すこと。

③衛生陶器等器具の清掃

- ・手洗い器及び便器等の衛生陶器周辺は、汚れ具合等、必要に応じてたわし等を使用して清掃すること。又、小・大便器の中については、酸性洗剤（サンポール）をまき、ブラシ等を使用して清掃を行い、水で洗い流すこと。

※留意事項：酸性洗剤を使用する場合は、塩素系の洗剤等と混ぜると危険なので同時には使用しないこと。

その他

- ・月ごとに作業実績を提出すること。
- ・契約を履行するうえで疑義が生じた場合には、委託者（うるま市）と受託者が協議して決めるものとする。